

2021年6月10日

株主各位

東京都墨田区緑四丁目15番3号
ロンシール工業株式会社
代表取締役社長 大村 朗

第78回定時株主総会招集ご通知記載事項の一部訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社「第78回定時株主総会招集ご通知」の記載事項に一部訂正すべき箇所がございましたので、ここに謹んでお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

敬具

記

1. 訂正箇所

「第78回定時株主総会招集ご通知」10頁

(3) 取締役の報酬等

(訂正箇所は下線を付して表示しております。)

2. 訂正内容

【訂正前】

(3) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬等については、2016年6月29日開催の第73回定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬額を年額300百万円以内とし、監査等委員である取締役の報酬額を年額74百万円以内として決議しております。

当社は、監査等委員でない取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を取締役会で決議しております。

監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)の報酬は、「固定報酬」と「業績連動報酬」により構成されており、固定報酬は役職位に応じた額とし、業績連動報酬は会社の業績を客観的に示す前事業年度の連結経常利益を業績指標とし、貢献度等を総合的に勘案して個人別に決定しております。

なお、当事業年度を含む連結経常利益の推移は1.(5)財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

個人別報酬等の額に対する、固定報酬、業績連動報酬の割合は、業績指標とする連結経常利益の額及び個人別の貢献度等によって決定しますが、社外取締役は、監督機能を有効に機能させる観点等から、固定報酬のみとしております。

取締役の個人別報酬の決定は代表取締役社長に委任しており、代表取締役社長は、社外取締役の助言及び監査等委員会との協議を経て個人別報酬を決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員の協議に基づき決定いたします。

なお、自社株報酬は付与しておりません。

② 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
監査等委員 でない取締役 (うち社外取締役)	95 (5)	90 (5)	5 (一)	— (一)	7 (1)
監査等委員 である取締役 (うち社外取締役)	19 (7)	19 (7)	—	—	4 (2)

(注) 1. 上記には、2020年6月26日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は、含まれておりません。

【訂正後】

(3) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会の決議により決定しております。その概要は、固定報酬と業績連動報酬により構成されており、固定報酬は、役職位に応じた額とし、業績連動報酬は、会社の業績を客観的に示す前事業年度の連結経常利益を業績指標とし、貢献度等を総合的に勘案して個人別に決定しております。

また、個人別報酬等の額に対する、固定報酬、業績連動報酬の割合は、業績指標とする連結経常利益の額及び個人別の貢献度等により決定しております。

当事業年度を含む連結経常利益の推移は1.(5)財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、2016年6月29日開催の第73回定時株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、代表取締役社長が社外取締役の助言及び監査等委員会との協議において決定方針との整合性を含めた多角的な検討によって報酬案を作成しております。この報酬案について取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

社外取締役は、監督機能を有効に機能させる観点等から、固定報酬のみとしております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員でない取締役の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第73回定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は6名(うち、社外取締役は1名)です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第73回定時株主総会において年額74百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち、社外取締役は2名)です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長が社外取締役の助言及び監査等委員会との協議を経て監査

等委員でない取締役の個人別の報酬額を決定しております。

なお、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員会の協議に基づき決定しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
監査等委員 でない取締役 (うち社外取締役)	95 (5)	90 (5)	5 (—)	— (—)	7 (1)
監査等委員 である取締役 (うち社外取締役)	19 (7)	19 (7)	—	—	4 (2)

(注) 1. 上記には、2020年6月26日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は、含まれておりません。

以上